

長野大学の授業料減免制度について

家庭の事情により授業料の納付困難で、かつ、一定の単位を修得している人を対象に、学生本人からの願い出により審査をおこない、授業料を減免する制度があります。

また、減免とならなかった場合でも、申請に基づき納入を猶予される場合があります。

1 授業料減免の対象者

- (1) 天災その他の災害により、授業料の納入が困難な場合
 - (2) 学費負担者の死亡、長期の疾病、生業の不振または失業等により生計が著しく不良となった場合
 - (3) 生活保護世帯、住民税非課税世帯
 - (4) その他、上記に準ずる場合
- ※学費負担者とは、原則、両親となります。

2 申請期間および申請場所

- (1) 申請期間
2019(平成31)年4月8日(月)～4月26日(金) 18時まで
※災害および学費負担者の死亡等、緊急の場合は随時受け付けますので、窓口にご相談ください。
- (2) 申請場所と受付時間 学部グループ・学生支援担当窓口の窓口時間内
授業日の平日 8時30分～18時まで 授業のない平日 8時30分～17時まで

3 授業料減免に関する提出書類

- ・ 授業料減免等申請書
 - ・ 家族状況調査及び申請者本人の1カ月あたりの平均生活費
 - ・ 世帯員全員の前年の所得を証明する書類（所得課税証明書・確定申告書等）
 - ・ 住民票（学費負担者と同居している世帯員全員が記載された住民票）
 - ・ その他該当する証明書
（災害等の場合はそれを証する関係官公署長の証明書、兄弟の在学証明書等）
- ※提出書類に不備がある場合は、申請書を受理できません。また、申請期間を過ぎた申請書は受理できませんのでご注意ください。

4 その他

- (1) 別途定める審査基準（在学生の場合は修得単位数と収入、新入生の場合は収入）を確認のうえ、該当する場合に申請してください。
（長野大学授業料減免に係る審査基準は、長野大学ホームページから授業料減免で検索いただくか 大学HP⇒キャンパスライフ⇒特待生・奨学金制度⇒授業料減免制度に掲載）
なお、条件を満たしても優先順位の高い人から適用されますので、減免にならない場合もあります。
- (2) 授業料減免の申請を行った場合は、前学期授業料の納入は審査決定後になります。決定の通知があるまで納入しないようご注意ください。
- (3) 前前年度の所得課税証明書の場合は、前年度の所得課税証明書が発行される6月ま

での間は、仮決定となります。6月1日以降速やかに前年度の所得課税証明書を提出して下さい。

- (4) 記載内容に虚偽があることが判明した場合は、減免は取り消しになります。
- (5) 申請関係書類で取得した情報は、授業料減免の審査のために利用し、その他の目的には利用しません。
- (6) お問い合わせ先 **長野大学 学務グループ・学生支援担当 0268-39-0028**

○提出書類一覧

対象者	提出書類名称	配布先	備考
全員	・授業料減免等申請書 ・家族状況調書及び申請者本人の1ヵ月あたりの平均生活費	学生支援窓口 大学 HP	
	前年度所得証明（下記のいずれか） ・所得課税証明書 ・確定申告書の控え ・源泉徴収票	市区町村 税務署等 勤務先	同一生計者全員分の証明書が必要
	住民票	市区町村	同一生計者全員分（就学等で住民票を移した者の分は不要）
該当者のみ	雇用保険受給資格証または離職票（写し可）	ハローワーク	同一生計者に失業者がいるとき
	年間見込収入額	勤務先	同一生計者に1月以降に就職・転職者がいるとき
	生活保護受給証明書	福祉事務所	学費負担者が生活保護を受給しているとき
	在学証明書 または学生証（写し可）	在学先の学校	本学学生以外で就学者がいるとき（小・中は不要）
	障害者手帳等（写し可）	各都道府県 各市区町村	同一生計者に障害をもった者がいるとき
	戸籍全部事項証明書	各市区町村	母子・父子家庭のとき
	・学費負担者の別居 ・直近3ヵ月分の住居費・光熱水費等が証明できる書類	市区町村など	学費負担者が単身赴任で居住を共にしていない場合
	年金決定（改定）通知書	日本年金機構	同一生計者に該当者がいるとき（遺族・障害年金を含む）
	長期療養している証明書	医療機関など	同一生計者に6ヵ月以上の長期療養が今後も継続する場合（領収書のコピー等）
	罹災証明書	各市区町村	天災その他不慮の災害を受けたとき
その他		大学から求められた書類	

※証明書等は原則として発行後3ヵ月以内のものとしてください。なお、受付書類は返却しませんので、必要な方がコピーを取るようご注意ください。